法律第七十四号

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　給付金等の支給（第三条―第十五条）
第三章　特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会（第十六条）
第四章　雑則（第十七条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判所平成三〇年(受)第一四五一号、第一四五二号令和三年五月一七日第一小法廷判決及び最高裁判所平成三一年(受)第四九五号令和三年五月一七日第一小法廷判決並びに大阪高等裁判所平成二八年(ネ)第九八七号平成三〇年八月三一日第四民事部判決において、国が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、これらの判決において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「特定石綿ばく露建設業務」とは、日本国内において行われた石綿にさらされる建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業若しくはこれらの作業の準備の作業に係る業務又はこれに付随する業務をいう。）のうち、次に掲げる業務をいう。

一　石綿の吹付けの作業に係る業務（昭和四十七年十月一日から昭和五十年九月三十日までの間に行われたものに限る。）

二　屋内作業場であって厚生労働省令で定めるものにおいて行われた作業に係る業務（昭和五十年十月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われたものに限る。）

2　この法律において「石綿関連疾病」とは、石綿を吸入することにより発生する次に掲げる疾病をいう。

一　中皮腫

二　気管支又は肺の悪性新生物（第四条において「肺がん」という。）

三　著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

四　石綿肺（じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第四条第二項に規定するじん肺管理区分（第四条第一項及び第五条第二項において単に「じん肺管理区分」という。）が管理二、管理三若しくは管理四である者又はこれに相当する者に係るものに限る。第四条第二項において同じ。）

五　良性石綿胸水

3　この法律において「特定石綿被害建設業務労働者等」とは、次に掲げる者であって特定石綿ばく露建設業務に従事することにより石綿関連疾病にかかったものをいう。

一　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下この項において「労働者」という。）

二　厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業の事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）

三　前号の事業主が行う事業に従事する者（労働者を除く。）

四　労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする者

五　前号に掲げる者が行う事業に従事する者（労働者を除く。）

第二章　給付金等の支給

（給付金の支給）

第三条　国は、この法律の定めるところにより、特定石綿被害建設業務労働者等に対し、給付金を支給する。

2　特定石綿被害建設業務労働者等が死亡したときは、その者の遺族は、自己の名で、その者の給付金の支給を請求することができる。

3　給付金の支給を受けることができる遺族は、特定石綿被害建設業務労働者等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹とする。

4　給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項に規定する順序による。

5　給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（給付金の額）

第四条　給付金の額は、次の各号に掲げる特定石綿被害建設業務労働者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　石綿関連疾病により死亡した者　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　ロ以外の者　千三百万円

ロ　石綿肺により死亡した者（じん肺管理区分が管理二若しくは管理三であった者（じん肺法第二条第一項第二号に規定する合併症のうち厚生労働省令で定めるもの（第三号イ(1)及びロ(1)において「指定合併症」という。）にかかった者を除く。）又はこれに相当する者に限る。）　千二百万円

二　前号に掲げるもののほか、中皮腫、肺がん若しくは著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかった者、石綿肺にかかった者（じん肺管理区分が管理四である者又はこれに相当する者に限る。）又は良性石綿胸水にかかった者　千百五十万円

三　前二号に掲げるもののほか、石綿肺にかかった者　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　じん肺管理区分が管理三である者又はこれに相当する者　次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1)　指定合併症にかかった者　九百五十万円

(2)　(1)以外の者　八百万円

ロ　じん肺管理区分が管理二である者又はこれに相当する者　次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1)　指定合併症にかかった者　七百万円

(2)　(1)以外の者　五百五十万円

2　特定石綿被害建設業務労働者等であって、第二条第一項各号に規定する期間のうち特定石綿ばく露建設業務に従事した期間が、次の表の上欄に掲げる石綿関連疾病に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間を下回るものに係る給付金の額は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める額に百分の九十を乗じて得た額とする。